

知っておきたい 税金あれこれ No.12

(隔月発行)



OAG 税理士法人
資産税部

新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

OAG 税理士法人 URL <http://www.oag-tax.co.jp>

OAG(チーム相続)URL <http://www.sohzoku.jp>

扶養親族の条件とは？

今年も早いもので年の瀬も迫ってきました。年が明けるとまた所得税の確定申告が始まります。ここで「扶養親族」について、確認してみましょう。

(1) 扶養親族の条件

扶養親族には、下記の条件が付されています。

生計を一にする配偶者以外の親族(青色専従者、白色専従者を除く)であること。

年間の合計所得金額が38万円以下であること。

他の人の扶養親族でないこと。

親族とは、民法上の定義で6親等以内の血族と3親等以内の婚姻親族を指します。親族には児童福祉法の規定による里子や老人福祉法の規定による養護老人を含みますが、内縁の妻の子供等は、養子縁組をしない限り対象とはなりません。

(2) 生計を一にするとは？

同居の場合だけでなく、余暇に起居を共にすることを常としていたり、常に生活費、学費、医療費等を送金している場合も該当します。

(3) 合計所得金額が38万円以下とは？

収入が給与所得のみの場合には、給与の所得控除(給与のうち税金がかからない部分)が65万円認められているため、収入が103万円以下であれば合計所得金額が38万円となり扶養親族に入ることが出来ます。パートさん等が「103万円以内で働きたい!」と希望されるのは、この「基礎控除38万円+給与所得控除65万円=103万円」であれば、扶養親族に入ることが出来るからです。

また、不動産所得や、事業所得でたまたまその年だけ赤字になり、合計所得金額が38万円以下になった方も他の親族の扶養親族に入ることが出来ます。

(4) 扶養の判定の時期

扶養の判定の時期は、その年の年末になります。従って、今年度から就職なさった方、アルバイト収入が増えた方については、合計所得金額の判定により扶養親族から外れる可能性が高くなりますので注意が必要です。また、12/31にお生まれになった赤ちゃんも扶養親族に入ることが出来ます。逆に、その年の途中でお亡くなりになられた方は、亡くなられた時点で扶養親族の判定をクリアできれば、その年の扶養親族に入ることが出来ます。

医療費控除のご準備を！

確定申告の準備を始める季節となりました。平成19年中に支払った医療費の領収証等は医療費控除を受けるために必要ですので、患者別・医療機関別に整理をしておきましょう。留意点は次のとおりです。



【留意点】

- * 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用は医療費控除の対象となりますが、疾病の予防又は健康増進のための医薬品の購入費用は医療費控除の対象とはなりません。
- * 自己の医療費のほか、医療費を支出すべき事由が生じたとき又は現実に医療費を支払った時の現況において自己と生計を一にする親族の医療費も医療費控除の対象となります。この場合の生計を一にする親族の範囲については、その親族の所得金額の多少を問いません。例えば、今年4月に就職して所得税法上の扶養親族から外れた同居の娘さんの医療費をお父さんが支払ったときは、お父さんの医療費控除の対象とすることが出来ます。
- * 医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られ、未払いとなっている医療費はその年の医療費控除の対象とはなりません。信販会社のクレジットカードを利用して支払った場合は、その引き落としの日(クレジットカード会社への返済の日)ではなく、信販会社が立替払いをした時(クレジットカードを利用して支払った時)が支払日となります。
- * 通院のための交通費も医療費控除の対象となります。公共交通機関を利用した場合はかかった金額をメモ等してください。タクシーを利用したときは必ず領収証をもらってください。ただし、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金は残念ながら医療費控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

年末年始でお忙しいとは思いますが、そろそろ**確定申告**の準備を始めましょう！！

No.10でご紹介したとおり、19年度より損害保険料控除が原則廃止となり、地震保険料控除が創設されました。控除証明書を確認してみましょう。